

役員及び評議員の報酬並びに 費用に関する規程

公益財団法人 年金シニアプラン総合研究機構

公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構（以下「本機構」という。）の役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定め、それらの妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、本機構の理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、専務理事であって、本機構を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(役員等の報酬等)

第3条 役員等（常勤役員及び嘱託職員たる理事を除く。以下本条において同じ。）は無給とする。ただし、役員等が理事会又は評議員会への出席その他本機構又は本機構が指定する場所で職務を行ったときは、報酬として源泉徴収税額を除いて10,000円（職務が終日に及ぶ場合はその倍額）を支給する。

- 2 前項に規定するものの他、理事長が役員等に対し、その有する専門的な知識経験に基づき、研究会への出席、シンポジウム等の講師又はパネリスト、原稿執筆などを委嘱した場合においては、役員等以外の専門家に対して支払われるのと同じの基準により謝金を支給することができる。

(常勤役員の報酬等)

第4条 常勤役員に対しては、給与及び特別手当を支給するとともに、退職に当たっては退職手当を支給する。

- 2 給与は毎月支給するものとし、その額は1月当たり80万5千円とする。
- 3 特別手当は毎年6月及び12月に支給するものとし、その額は、前項の月額給与に、6月に支給するものにあつては1.4を、12月に支給するものにあつては1.5を乗じて得たものとする。
- 4 退職手当は常勤役員が退職したときに支給するものとし、その額は、第2項の月額給与の

12.5パーセントの額に常勤役員として勤務した暦月数を乗じて得たものとする。この場合において、常勤役員の任期が終了し再任されたときは、退職手当は支給せず、引き続いて勤務するものとみなす。

- 5 前4項に規定するものの他、報酬の支給日、支給方法、新たに就任した場合等の計算方法その他支給に関する詳細は、別に定める職員給与規程に準ずる。

(嘱託職員たる理事の報酬等)

第4条の2 非常勤の嘱託職員が理事に就任し、引き続き勤務(週3日以内に限る。)する場合においては、給与を支給するとともに、退職に当たっては退職手当を支給する。

- 2 給与は毎月支給するものとし、その額は1月当たり40万円とする。
- 3 退職手当は嘱託職員が退職したときに支給するものとし、その額は、勤務の期間1年につき給与支給額の1月分の2分の1とする。
- 4 前3項に規定するものの他、報酬の支給日、支給方法、その他支給に関する詳細は、別に定める職員給与規程に準ずる。

(費用)

第5条 遠隔地(本機構の職務の場所との距離が200キロメートルを超える住所地をいう。)にある役員等が理事会又は評議員会に出席するために負担した交通費については、通常の合理的と考えられる経路により計算した額を遅滞なく支給する。

- 2 理事長が役員等に対し、本機構業務のために出張を依頼したとき(前項に該当する場合を除く。)は、別に定める旅費規程に基づき旅費を支給する。
- 3 常勤役員及び嘱託職員たる理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずる。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に行った職務に係る報酬及び費用について適用する。
- 2 「理事長及び専務理事の給与について」(平成13年3月30日役員会決議)及び「役員退職手当の支給に関する基準」(平成14年9月18日理事会決議)並びにこれらの一部改正は廃止する。
- 3 この規程の施行の前日までの期間に係る役員等の報酬及び費用については、前項による廃止前の諸決議及び取扱いによる。

附 則

- 1 この規程は、平成24年6月29日(評議員会決議の日)から施行する。
- 2 施行日前における役員等の報酬及び費用については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成25年3月4日(評議員会決議の日)から施行し、平成25年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年6月14日から施行する。